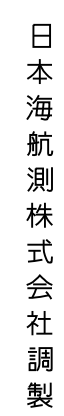


1:2,500
44 (VII-IB 99-1)



1:2,500

「この成果は、石川県が作成した測量成果を、石川県知事の承認を得て使用し作成したものである。承認番号森保第1330号（令和5年度）」

著作権所有兼発行者 加 賀 市
許可なく複製を禁ずる

35
(1989-3)

36
(1989-4)

加賀市
45
(1989-2)

福井県
あわら市

43
(1989-4)

	普通建物	△37.2	三角点
	堅ろう建物	□25.62	水準点
		○42.3	準高の及ぶ標高と 準高の異なる標高
	普通賃貸舍	▽35.6	公共基準標高 (三角点)
		●25.72	公共基準標高 (水準点)
	堅ろう無貸舍	△37.21	電子基準点
		●12.3	標高が異なる 標高が異なる
		●15.6	標高が異なる 標高が異なる

[illegible][illegible][illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第VII座標系
(平面直角座標値は世界測地系による)
投影は横メルカトル図法
図表に表示してある座標値はキロメートル単位
取扱は0.5キロメートル間隔
島さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

44
(VII-IB 99-1)